



気まぐれ通信 2020/09

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、ガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信は、これら社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人 彌榮会計社



社会福祉法人指導監査ガイドラインの一部改正

社会福祉法人の指導監査については所轄庁により行われますが、その際の基準となる実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」について、9月11日付で一部改正が行われました。

定款及び報酬の支給基準についてはインターネットにより公表することとされていますが、WAMNET上の財務諸表等電子開示システムに記録する方法によってもインターネットの利用による公表が行われたとみなされることが着眼点に明記されました。

また、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問会計士及び顧問税理士については、評議員又は監事に選任することは適当でないこと（法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合を除く）は既にFAQで周知されていましたが、これも着眼点に追記されました。

評議員会及び理事会の招集日はそれらの開催日から1週間（中7日間）以上前、定時評議員会の開催日と理事会の開催日は2週間（中14日間）の間隔を空ける旨もそれぞれ着眼点に明記されました。

評議員会・理事会の重要性に鑑み、評議員が評議員会を、理事・監事が理事会を2回以上連続して欠席した場合は原則として文書指摘の対象となりますが、これらの会議において決議の省略が行われた場合は、出席とみなして差し支えない旨が明記されました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これらの会議で決議の省略が行われることが増えたと思いますが、その場合は出席扱いとなり文書指摘とならないこととなります。ただし評議員会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）は認められません。

定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除いて承認は不要ですが、理事による報告は必要であることも明記されました。

財産目録の承認手続についても監事の監査を受けなければならないことも明記されました。

基本財産を担保に供する場合の所轄庁の承認の取扱いについては昨年規制緩和が行われましたが、そのことを踏まえた内容に改正されました。

引当金についてですが、引当金は、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、④かつその金額を合理的に見積もることができる、の4つ全ての要件に該当する場合には計上が必要です。逆にこれらの要件以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められません。原則としては、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金の3種に限定されますが、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務執行に対する後払いの報酬と考えられており、役員報酬と同様の手続を経る必要があることから、支給額が役員退職慰労金に関する規程（役員報酬基準）により合理的に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上することが明記されました。

上記以外にも諸々の改正が行われていますので、以下の通知をご確認ください。

◎「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について

<https://www.yasaka-ac.co.jp/20200911kaisei1>

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。
ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

